

様式 A - 1

申請等に対する処分一覧表

(令和6年(2024年)4月1日作成)

[所管： 健康医療部健康危機対策課]

No..	法令名	根拠条項	処分名	基準	期間
1	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律	37	入院患者の医療費の支給申請	A	A
	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則	20			
2	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律	37の2	結核患者の医療費公費負担申請	A	A
	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則	20の2 20の3			
	平成21年1月23日厚生労働省告示16号 結核医療の基準				
3	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律	38	結核指定医療機関の指定申請	A	A
4	予防接種法	15	予防接種による健康被害救済措置請求	A	B
5	食品衛生法	55-1	営業の許可	A	A
6	大阪府ふぐ処理業等の規制に関する条例の一部を改正する条例	附則4項	ふぐ処理業の許可証の書換え	B	A
7	大阪府ふぐ処理業等の規制に関する条例の一部を改正する条例	附則4項	ふぐ処理業の許可証の再交付	B	A
8	食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律	3	食鳥処理の事業の許可	A	A
9	食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律	6-1	食鳥処理の事業の変更の許可	A	A
10	食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律	15-1	生体検査	D	B
11	食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律	15-2	脱羽後検査	D	B
12	食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律	15-3	内臓摘出後検査	D	B

1 3	食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律	1 6－1	確認規定の認定	A	A
1 4	食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律	1 6－2	確認規定の変更の認定	A	A

様式 B - 1

申請等に対する処分の審査基準・標準処理期間

処 分 名		入院患者の医療費の支給申請
根拠法令及び条項		感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律 第 3 7 条 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則 第 2 0 条
所管部課（室）係名		健康医療部健康危機対策課 感染症対策係
審 査 基 準	関係条項	
	基 準	一類及び二類感染症の患者または無症状病原体保有者及び新感染症にかかっていると疑われる者で入院勧告又は措置を受けた者であること
	参考事項	
	設定等年月日	平成 2 4 年 4 月 1 日設定（平成 2 4 年 4 月 1 日最終変更）
	標準処理期間	16 日程度（注：休日は含まない）
標 準 処 理 期 間	内 訳	経由期間 日 （ 事務所） 処分期間 日 （ 部 課）
	設定等年月日	平成 2 4 年 4 月 1 日設定（平成 2 4 年 4 月 1 日最終変更）
	備考	

様式 B - 1

申請等に対する処分の審査基準・標準処理期間

処 分 名		結核患者の医療費公費負担申請
根拠法令及び条項		感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律 第 3 7 条の 2 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則 第 2 0 条の 2、第 2 0 条の 3 平成 2 1 年 1 月 2 3 日厚生労働省告示 1 6 号 結核医療の基準
所管部課（室）係名		健康医療部健康危機対策課 感染症対策係
審 査 基 準	関係条項	
	基 準	保健所は居住する結核患またはその保護者から公費負担の申請があったときは、申請された医療の適否を豊中市感染症診査協議会に諮問したうえで、公費負担の承認または不承認を決定します。
	参考事項	
	設定等年月日	平成 2 4 年 4 月 1 日設定（平成 2 4 年 4 月 1 日最終変更）
標 準 処 理 期 間	標準処理期間	1 6 日程度（注：休日は含まない）
	内 訳	経由期間 日 （ 事務所） 処分期間 日 （ 部 課）
	設定等年月日	平成 2 4 年 4 月 1 日設定（平成 2 4 年 4 月 1 日最終変更）
備考		

様式 B - 1

申請等に対する処分の審査基準・標準処理期間

処 分 名		結核指定医療機関の指定申請
根拠法令及び条項		感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律 第 3 8 条
所管部課（室）係名		健康医療部健康危機対策課 感染症対策係
審 査 基 準	関係条項	
	基 準	結核医療を担当する上で適切であると認められるとき
	参考事項	
	設定等年月日	平成 2 4 年 4 月 1 日設定（平成 2 4 年 4 月 1 日最終変更）
	標準処理期間	受付日～おおそ一週間程度（注：休日は含まない）
標 準 処 理 期 間	内 訳	経由期間 日 （ 事務所） 処分期間 日 （ 部 課）
	設定等年月日	平成 2 4 年 4 月 1 日設定（平成 2 4 年 4 月 1 日最終変更）
	備考	

様式 B - 1

申請等に対する処分の審査基準・標準処理期間

処 分 名		予防接種による健康被害救済措置請求
根拠法令及び条項		予防接種法 第 1 5 条
所管部課（室）係名		健康医療部健康危機対策課 ワクチン係
審 査 基 準	関係条項	
	基 準	豊中市予防接種健康被害調査委員会による調査報告及び厚生労働大臣が決定した予防接種法第 15 条第 1 項に基づく疾病等の認定に係る審査結果に基づき、救済措置の可否及び範囲を決定する。
	参考事項	
	設定等年月日	昭和 51 年 6 月 19 日設定（令和 7 年 2 月 3 日最終変更）
標 準 処 理 期 間	標準処理期間	
	内訳	
	設定等年月日	
備考		予防接種法第 15 条第 1 項に基づく疾病等の認定に係る審査において、標準処理期間は設定されていない。

様式 B - 1

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

処 分 名		営業の許可
根拠法令及び条項		食品衛生法第 5 5 条第 1 項
所管部課（室）係名		健康医療部健康危機対策課食品衛生係
審 査 基 準	関係条項	1. 食品衛生法（昭和 22 年法律第 233 号）第 5 5 条 2. 大阪府食品衛生法施行条例（平成 12 年大阪府条例第 14 号） 第 3 条（営業の施設の基準）
	基 準	食品衛生法第 5 5 条第 2 項、第 3 項及び大阪府食品衛生法施行条例別 表第一のとおり
	参考事項	
	設定等年月日	平成 2 4 年 4 月 1 日設定（令和 3 年 6 月 1 日最終変更）
標 準 処 理 期 間	標準処理期間	総日数 1 5 日（注：休日は含まない）
	内訳	処分期間 1 5 日（健康医療部健康危機対策課）
	設定等年月日	平成 2 4 年 4 月 1 日設定
備考		

様式 B - 1

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

処 分 名		ふぐ処理業の許可証の書換え
根拠法令及び条項		大阪府ふぐ処理業等の規制に関する条例の一部を改正する条例（令和 2 年大阪府条例第 89 号）附則第 4 項
所管部課（室）係名		健康医療部健康危機対策課食品衛生係
審 査 基 準	関係条項	
	基 準	未設定（条例の規定で判断基準が書き尽くされているため） ・大阪府ふぐ処理業等の規制に関する条例の一部を改正する条例（令和 2 年大阪府条例第 89 号）附則第 4 項において、一部の事務については、なお従前の例による旨規定されています。 ・従前の例による事務には、「（旧条例）第 8 条の許可証の書き換えに関する事務」「（旧条例）第 9 条第 1 項の許可証の再交付に関する事務」が含まれます。 ※旧条例 規定内容 （許可証の書換え） 第 8 条 営業者は、許可証の記載事項に変更を生じたときは、その日から 30 日以内に、許可証の書換えを受けなければならない。 （許可証の再交付等） 第 9 条 営業者は、許可証を破り、汚し、又は失ったときは、速やかに、許可証の再交付を受けなければならない。 2（省 略）
	参考事項	
	設定等年月日	平成 2 4 年 4 月 1 日設定（平成 3 0 年 4 月 1 日最終変更）
標 準 処 理 期 間	標準処理期間	総日数 1 5 日（注：休日は含まない）
	内訳	処分期間 1 5 日（健康医療部健康危機対策課）
	設定等年月日	平成 2 4 年 4 月 1 日設定
備考		

様式 B - 1

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

処 分 名		ふぐ処理業の許可証の再交付
根拠法令及び条項		大阪府ふぐ処理業等の規制に関する条例の一部を改正する条例（令和 2 年大阪府条例第 89 号）附則第 4 項
所管部課（室）係名		健康医療部健康危機対策課食品衛生係
審 査 基 準	関係条項	
	基 準	未設定（条例の規定で判断基準が書き尽くされているため） ・大阪府ふぐ処理業等の規制に関する条例の一部を改正する条例（令和 2 年大阪府条例第 89 号）附則第 4 項において、一部の事務については、なお従前の例による旨規定されています。 ・従前の例による事務には、「（旧条例）第 8 条の許可証の書き換えに関する事務」「（旧条例）第 9 条第 1 項の許可証の再交付に関する事務」が含まれます。 ※旧条例 規定内容 （許可証の書換え） 第 8 条 営業者は、許可証の記載事項に変更を生じたときは、その日から 30 日以内に、許可証の書換えを受けなければならない。 （許可証の再交付等） 第 9 条 営業者は、許可証を破り、汚し、又は失ったときは、速やかに、許可証の再交付を受けなければならない。 2（省 略）
	参考事項	
	設定等年月日	平成 2 4 年 4 月 1 日設定（平成 3 0 年 4 月 1 日最終変更）
標 準 処 理 期 間	標準処理期間	総日数 1 5 日（注：休日は含まない）
	内訳	処分期間 1 5 日（健康医療部健康危機対策課）
	設定等年月日	平成 2 4 年 4 月 1 日設定
備考		

様式 B - 1

申請等に対する処分の審査基準・標準処理期間

処 分 名		食鳥処理の事業の許可
根拠法令及び条項		食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律 (平成 2 年法律第 7 0 号) 第 3 条
所管部課 (室) 係名		健康医療部健康危機対策課食品衛生係
審 査 基 準	関係条項	同法第 5 条 同法施行規則 (平成 2 年厚生省令第 4 0 号) 第 2 条
	基 準	同法第 5 条及び同法施行規則別表第 1 及び第 2
	参考事項	
	設定等年月日	平成 3 0 年 4 月 1 日設定
標 準 処 理 期 間	標準処理期間	総日数 1 5 日 (注: 休日は含まない)
	内 訳	処分期間 1 5 日 (健康医療部健康危機対策課)
	設定等年月日	平成 3 0 年 4 月 1 日設定
備考		

様式 B - 1

申請等に対する処分の審査基準・標準処理期間

処 分 名		食鳥処理の事業の変更の許可
根拠法令及び条項		食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律第6条第1項
所管部課（室）係名		健康医療部健康危機対策課食品衛生係
審 査 基 準	関係条項	同法第6条 同法施行規則第2条および第3条
	基 準	同法第5条及び同法施行規則別表第1及び第2
	参考事項	
	設定等年月日	平成30年4月1日設定
標 準 処 理 期 間	標準処理期間	総日数 15 日 （注：休日は含まない）
	内訳	処分期間 15 日 （健康医療部健康危機対策課）
	設定等年月日	平成30年4月1日設定
備考		

様式 B - 1

申請等に対する処分の審査基準・標準処理期間

処 分 名		生体検査
根拠法令及び条項		食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律第 1 5 条第 1 項
所管部課（室）係名		健康医療部健康危機対策課食品衛生係
審 査 基 準	関係条項	
	基 準	事案ごとの裁量が大きくあらかじめ基準を設定することが困難であるため、審査基準を設定しない。 （法令の規定等については別紙－ 2 （食鳥検査）を参照すること。）
	参考事項	
	設定等年月日	平成 3 0 年 4 月 1 日設定
	標準処理期間	事実関係の認定に難易差があり、期間の設定が困難
標 準 処 理 期 間	内 訳	
	設定等年月日	平成 3 0 年 4 月 1 日設定
	備考	

様式 B - 1

申請等に対する処分の審査基準・標準処理期間

処 分 名		脱羽後検査
根拠法令及び条項		食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律第 1 5 条第 2 項
所管部課（室）係名		健康医療部健康危機対策課食品衛生係
審 査 基 準	関係条項	
	基 準	事案ごとの裁量が大きくあらかじめ基準を設定することが困難であるため、審査基準を設定しない。 （法令の規定等については別紙－ 2 （食鳥検査）を参照すること。）
	参考事項	
	設定等年月日	平成 3 0 年 4 月 1 日設定
	標準処理期間	事実関係の認定に難易差があり、期間の設定が困難
標 準 処 理 期 間	内 訳	
	設定等年月日	平成 3 0 年 4 月 1 日設定
	備考	

様式 B - 1

申請等に対する処分の審査基準・標準処理期間

処 分 名		内臓摘出後検査
根拠法令及び条項		食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律第 1 5 条第 3 項
所管部課（室）係名		健康医療部健康危機対策課食品衛生係
審 査 基 準	関係条項	
	基 準	事案ごとの裁量が大きくあらかじめ基準を設定することが困難であるため、審査基準を設定しない。 （法令の規定等については別紙－ 2 （食鳥検査）を参照すること。）
	参考事項	
	設定等年月日	平成 3 0 年 4 月 1 日設定
	標準処理期間	事実関係の認定に難易差があり、期間の設定が困難
標 準 処 理 期 間	内 訳	
	設定等年月日	平成 3 0 年 4 月 1 日設定
	備考	

様式 B - 1

申請等に対する処分の審査基準・標準処理期間

処 分 名		確認規定の認定
根拠法令及び条項		食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律第 1 6 条第 1 項
所管部課（室）係名		健康医療部健康危機対策課食品衛生係
審 査 基 準	関係条項	同法施行令（平成 3 年政令第 5 2 号）第 2 2 条 同法施行規則第 2 9 条
	基 準	【法令の規定の概要】 ・処理をしようとする食鳥の羽数が年度内で 3 0 万羽以下である食鳥処理事業者は、確認の方法、手順、確認の結果の記録及びその保存方法等、省令で定める事項を記載した確認規定を作成し、その確認規定が省令で定める基準に適合する旨の市長の認定を受けることができる。 （法第 1 6 条第 1 項、法施行令第 2 2 条及び法施行規則第 2 9 条） ・上記認定を受けた食鳥処理事業者（認定小規模食鳥処理業者）は、認定にかかる食鳥処理については、市長が行う食鳥検査（生体検査、脱羽後検査及び内臓摘出後検査）の受検が免除される。 （法第 1 6 条第 3 項） ・関係条項、基準等の詳細については別紙－ 3（認定小規模食鳥処理業者関係）を参照すること。
	参考事項	
	設定等年月日	平成 3 0 年 4 月 1 日設定
標 準 処 理 期 間	標準処理期間	総日数 1 5 日 （注：休日は含まない）
	内 訳	処分期間 1 5 日 （健康医療部健康危機対策課）
	設定等年月日	平成 3 0 年 4 月 1 日設定
備考		

様式 B - 1

申請等に対する処分の審査基準・標準処理期間

処 分 名		確認規定の変更の認定
根拠法令及び条項		食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律第 1 6 条第 2 項
所管部課（室）係名		健康医療部健康危機対策課食品衛生係
審 査 基 準	関係条項	同法施行令（平成 3 年政令第 5 2 号）第 2 2 条 同法施行規則第 2 9 条
	基 準	【法令の規定の概要】 ・ 認定小規模食鳥処理業者は、確認規定を変更しようとするときは市長の認定を受けなければならない。 （法第 1 6 条第 2 項） ・ 関係条項、確認規定の基準等の詳細については別紙－ 3 （認定小規模食鳥処理業者関係）を参照すること。
	参考事項	
	設定等年月日	平成 3 0 年 4 月 1 日設定
	標準処理期間	総日数 1 5 日 （注：休日は含まない）
標 準 処 理 期 間	内訳	処分期間 1 5 日 （健康医療部健康危機対策課）
	設定等年月日	平成 3 0 年 4 月 1 日設定
	備考	

別紙 1 ((食鳥処理の事業の許可、変更の許可関係))

◎食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律施行規則 (平成 2 年厚生省令第 40 号)

別表第一(第二条関係)

(平三厚令一三・追加)

- 一 食鳥処理場は、汚染のおそれのない位置に設けられていること。
- 二 食鳥処理場の建物の周囲の地面は、舗装されている等清掃しやすい構造で、排水が良好であること。
- 三 食鳥処理場の施設等及び施設等の配置
 - イ 食鳥処理場には、生体受入施設、食鳥処理施設、製品保管室、包装資材室、検査室、更衣室、便所及び污水处理施設がそれぞれ区画され、適切な位置に設けられていること。ただし、血液及び汚水を終末処理場のある下水道に直接流出させる食鳥処理場にあつては、污水处理施設を設けないことができる。
 - ロ 生体受入施設には、適正に配置された生体保管場所及び隔離場所が設けられていること。
 - ハ 食鳥処理施設には、それぞれ隔壁により区画され、適正に配置されたとさつ放血室、湯漬脱羽室及び中抜室(内臓を摘出するための設備を設置する室をいう。以下同じ。)並びに脱羽後検査及び内臓摘出後検査を行うための区画され、適正に配置された検査場所が設けられていること。ただし、法第二条第五号ロに掲げる行為を行わない食鳥処理場にあつては、中抜室及び内臓摘出後検査を行うための検査場所を設けないことができる。
 - ニ 生体受入施設、食鳥処理後の食鳥とたい、食鳥中抜とたい及び食鳥肉等の搬出場所並びに不可食部分並びに検査の結果不合格となった食鳥とたい、食鳥中抜とたい及び食鳥肉等の搬出場所が別であること。
- 四 食鳥処理場の構造及び設備(共通事項)
 - イ 食鳥の生体の受入れ、食鳥処理、食鳥とたい、食鳥中抜とたい又は食鳥肉等の包装及びこれらの保管を衛生的に行うための十分な広さを有すること。
 - ロ 床、内壁及び天井は、次のような材料及び構造であること。
 - (1) 生体受入施設及び食鳥処理施設の床は、不浸透性材料(血液及び汚水が浸透しないものをいう。以下この別表、別表第二及び別表第三において同じ。)で作られ、ひび割れや凹凸がなく、かつ、適当な勾配を有し、排水が良好であること。
 - (2) 食鳥処理施設の内壁は、平滑で清掃しやすく、透き間がなく、かつ、床面から少なくとも一・二メートルの高さまで不浸透性材料で腰張りされ、この高さ以上は、耐水性材料で作られていること。食鳥処理施設以外の施設等の内壁は、平滑で清掃しやすいこと。
 - (3) 食鳥処理施設の内壁と床面との境界は、アールを設ける等清掃及び洗浄が容易に行えること。
 - (4) 食鳥処理施設の天井は、平滑で清掃しやすく、カビの発生、塵埃等の落下を防止でき、結露しにくい材質・構造であること。食鳥処理施設以外の施設等の天井は、平滑で清掃しやすいこと。
 - ハ 次のような照度等を得ることのできる構造又は設備を有すること。
 - (1) 検査場所の検査を行う面において照度五百四十ルクス以上の照度
 - (2) (1)に掲げる面以外の場所にあつては、作業に支障のない照度

(3) 食鳥、食鳥とたい、食鳥中抜とたい及び内臓の本来の色彩に変化を与えない照明
ニ 次のような給水給湯等の設備を備えること。

(1) 水道事業等により供給される水又は飲用に適する水を十分に供給することのできる給水設備

(2) 摂氏六十度以上の温湯を十分に供給することのできる給湯設備

(3) 熱、蒸気等の発生する場所には、適切な位置に十分な能力を有する換気設備

ホ 排水設備は、内面が平滑であって適当な勾配を有し、排水が良好で、汚水処理施設又は公共下水道に接続している排水溝を備えること。当該排水溝には汚水や汚臭が逆流しないようトラップ及びそ族等の侵入を防ぐ設備が設けられていること。

ヘ 目的に応じた洗浄消毒器材及び清掃用器材並びにそれらの保管設備が適切な位置に設けられていること。

五 生体受入施設

イ 生体保管場所は、食鳥処理量に応じ、とさつまでの間食鳥を保管し、生体検査を行うに十分な広さを有し、生体輸送用容器の洗浄消毒設備及び食鳥処理に従事する者(以下この別表、別表第二及び別表第三において「従事者」という。)のための手指を洗浄消毒する装置が付いた流水式手洗い設備(以下この別表、別表第二及び別表第三において単に「手洗い設備」という。)を備えること。

ロ 隔離場所は、必要数の食鳥処分用容器(食鳥検査の結果、廃棄等の措置を講じなければならない食鳥を収納するための容器をいう。以下この別表において同じ。)、食鳥検査員又は検査員(以下この別表において「食鳥検査員等」という。)のための手洗い設備並びに廃棄等の措置を講じなければならない食鳥の汚物及び汚水を洗浄消毒するための設備を備えること。

六 食鳥処理施設

イ 食鳥処理施設は、住居、事務所等の食鳥処理に直接関係のない場所と隔壁により区画され、かつ、その出入口の扉は密閉できること。また、窓、換気口等外部への開口部には、昆虫等の侵入を防ぐ設備が設けられていること。

ロ 不可食部分を収納するための容器(以下この別表、別表第二及び別表第三において「不可食部分用容器」という。)を保管するための設備が、施設の適切な位置に設けられており、かつ、当該設備は、清掃しやすい構造であること。

ハ とさつ放血室は、次の要件を備えること。

(1) 不浸透性材料で作られ、洗浄しやすく、かつ、血液が飛散しない構造を有する食鳥処理量に応じた大きさの放血トラフ又は放血溝を備えること。

(2) とさつ放血に使用する機械器具及びこれらの洗浄消毒設備を備えること。

(3) 従事者の数に応じた数の手洗い設備を備えること。

ニ 湯漬脱羽室は、次の要件を備えること。

(1) 食鳥処理量に応じた十分な能力を有する湯漬機、脱羽機及び食鳥とたいの洗浄機並びにこれらの洗浄消毒設備を備えること。

(2) 従事者の数に応じた数の手洗い設備を備えること。

ホ 中抜室は、次の要件を備えること。

(1) 食鳥中抜とたい及び当該食鳥中抜とたいに係る内臓が同一の食鳥に由来するものであることが確認可能で、かつ、他の食鳥中抜とたい又は内臓の汚染を防止できる構造のオーバーヘッドコンベア、ベルトコンベア又はバット等の設備を備えること。

- (2) 食鳥処理量に応じた十分な能力を有する総排泄腔切除、開腹、内臓摘出、食鳥中抜とたいの内外の洗浄及び食鳥中抜とたいの冷却を行うための機械器具並びにこれらの洗浄消毒設備を備えること。
- (3) 食鳥処理に使用するオーバーヘッドコンベア、ベルトコンベア、バット、テーブル及びまな板等の機械器具の洗浄消毒設備を備えること。
- (4) 従事者の数に応じた数の手洗い設備を備えること。

ヘ 検査場所は、次の要件を備えること。

- (1) 食鳥とたい、食鳥中抜とたい及び食鳥肉等の全部又は一部の脱羽後検査又は内臓摘出後検査を行うための専用の検査台又はラックを備えること。
- (2) 食鳥検査員等及び食鳥処理衛生管理者のための専用の手洗い設備及び食鳥検査に使用する器具を浸漬して消毒するための摂氏八十三度以上の熱湯を供給することのできる設備を備えること。
- (3) 脱羽後検査又は内臓摘出後検査の結果、廃棄等の措置を講じなければならない食鳥とたい、食鳥中抜とたい及び食鳥肉等の全部又は一部を収納するための、その旨が表示された容器(以下この別表において「廃棄用容器」という。)を必要数備えること。

七 製品保管室

イ 冷蔵・冷凍設備を備えること。

ロ 脱羽後検査又は内臓摘出後検査の結果、保留とされた食鳥とたい、食鳥中抜とたい又は食鳥肉等の専用の施錠できる構造の保管設備を備えること。

八 検査室は、施錠ができ、検査台及び手洗い設備を備えること。

九 更衣室は、従事者の数に応じた十分な広さがあり、かつ、従事者の長靴、前掛け及び作業衣等の専用の保管設備を備えること。

十 便所

イ 隔壁により他の場所と完全に区画され、食鳥処理施設に直接出入口を設けないこと等食鳥処理施設に影響のないものとする。

ロ 手洗い設備を備えること。

ハ 窓、換気口等外部への開口部は、昆虫等の侵入を防ぐ設備が設けられていること。

十一 汚水処理施設は、汚水の処理規模に応じた十分な能力がある汚水処理設備を備えること。

十二 機械器具の構造及び材質等

イ 機械器具は、洗浄消毒が容易な構造であること。

ロ 固定し、又は移動しがたい機械器具は、作業に便利で、かつ、清掃及び洗浄消毒しやすい位置に設置されていること。

ハ 生体輸送用容器は、非腐食性材料で作られ、洗浄消毒が容易な構造であること。

ニ 食鳥検査の結果合格した食鳥とたい又は食鳥中抜とたい若しくは可食内臓を入れる容器は、非腐食性材料で作られ、他から汚染されない構造で、かつ、洗浄消毒が容易な構造であること。

ホ 食鳥処分用容器、廃棄用容器及び不可食部分用容器は、不浸透性材料で作られ、蓋があり、洗浄消毒が容易で、汚液、汚臭の漏れない構造のものであること。

ヘ オーバーヘッドコンベアを設備する場合は、非腐食性材料で作られ、シャックルの洗浄消毒設備を備えること。

ト 脱羽機は、羽毛が飛散しない構造で、洗浄水が噴射できる機能を有すること。

チ 自動総排泄腔切除機、自動開腹機及び自動中抜機を使用する場合は、自動的に洗浄消毒できる機能を有すること。

リ 食鳥処理に使用するベルトコンベア、バット、テーブル、まな板等食鳥、食鳥とたい、食鳥中抜とたい又は食鳥肉等が直接接触する機械器具は、非腐食性材料で作られ、洗浄消毒が容易な構造であること。

別表第二(第二条関係)

(平三厚令一三・追加、平一二厚令一二七・一部改正)

一 食鳥処理場は、汚染のおそれのない位置に設けられていること。

二 食鳥処理場の建物の周囲の地面は、舗装されている等清掃しやすい構造で、排水が良好であること。

三 食鳥処理場の施設等及び施設等の配置

イ 食鳥処理場には、生体受入場所、食鳥処理室、便所及び污水处理施設が適切な位置に設けられていること。ただし、法第二条第五号イに掲げる行為を行わない食鳥処理場にあつては、生体受入場所を、血液及び汚水を終末処理場のある下水道に直接流出させる食鳥処理場にあつては、污水处理施設をそれぞれ設けないことができる。

ロ 食鳥処理室には、適正に配置されたとさつ放血場所、湯漬脱羽場所及び中抜場所(内臓を摘出するための設備を設置する場所をいう。以下この別表において同じ。)が設けられていること。ただし、法第二条第五号イに掲げる行為を行わない食鳥処理場にあつては、とさつ放血場所及び湯漬脱羽場所、同号ロに掲げる行為を行わない食鳥処理場にあつては、中抜場所をそれぞれ設けないことができる。

ハ 生体受入場所と食鳥処理後の食鳥とたい、食鳥中抜とたい及び食鳥肉等の搬出場所が別であること。

四 食鳥処理場の構造及び設備(共通事項)

イ 食鳥処理、食鳥とたい、食鳥中抜とたい又は食鳥肉等の包装及びこれらの保管を衛生的に行うための十分な広さを有すること。

ロ 食鳥とたい、食鳥中抜とたい又は食鳥肉等の冷蔵又は冷凍設備及び包装資材の適切な保管設備を備えること。

ハ 作業に支障のない照度を得ることのできる構造又は設備を有すること。

ニ 次の給水給湯の設備を備えること。

(1) 水道事業等により供給される水又は飲用に適する水を十分に供給することのできる給水設備

(2) 温湯を十分に供給することのできる給湯設備

ホ 排水設備は、内面が平滑であつて適当な勾配を有し、排水が良好で、污水处理施設又は公共下水道に接続している排水溝を備えること。当該排水溝には汚水や汚臭が逆流しないようトラップ及びそ族等の侵入を防ぐ設備が設けられていること。

五 生体受入場所

イ 床は、不浸透性材料で作られ、ひび割れや凹凸がなく、かつ、適当な勾配を有し、排水が良好であること。

ロ 食鳥の生体の状況について、法第十六条第五項の厚生労働省令で定める基準に適合する旨の同項の確認(以下この別表及び別表第三において「基準適合の確認」という。)をするための十分な広さを有すること。

ハ 食鳥の生体の状況について、法第十六条第五項の厚生労働省令で定める基準に適合しない旨の同項の確認(以下この別表及び別表第三において「基準不適合の確認」という。)がされた結果、廃棄等の措置を講じなければならない食鳥を収納するための容器(以下この別表において「食鳥処分用容器」という。)を備えること。

ニ 手洗い設備を備えること。

六 食鳥処理室

イ 食鳥処理室は、住居、事務所等の食鳥処理に直接関係のない場所と隔壁により区画され、かつ、その出入口の扉は密閉できること。また、窓、換気口等外部への開口部には、昆虫等の侵入を防ぐ設備が設けられていること。

ロ 床は、不浸透性材料で作られ、ひび割れや凹凸がなく、かつ、適当な^{こう}勾配を有し、排水が良好であること。

ハ 内壁は、平滑で清掃しやすく、透き間がなく、かつ、床面から少なくとも一メートルの高さまで不浸透性材料で腰張りされ、この高さ以上は、耐水性材料で作られていること。

ニ 天井は、平滑で清掃しやすく、カビの発生、塵埃等の落下を防止でき、結露しにくい材質・構造であること。

ホ 採光又は照明及び換気が十分な構造又は設備を有すること。

ヘ 不可食部分用容器を保管するための設備が、施設の適切な位置に設けられており、かつ、当該設備は、清掃しやすい構造であること。

ト とさつ放血場所には、とさつ放血に使用する機械器具及びこれらの洗浄消毒設備が設けられていること。

チ 湯漬脱羽場所には、食鳥処理量に応じた十分な能力を有する湯漬、脱羽及び食鳥とたいの洗浄のための機械器具並びにこれらの洗浄消毒設備が設けられていること。

リ 中抜場所は、次の要件を備えること。

(1) 食鳥中抜とたい及び当該食鳥中抜とたいに係る内臓が同一の食鳥に由来するものであることが確認可能で、かつ、他の食鳥中抜とたい又は内臓の汚染を防止できる設備を備えること。

(2) 食鳥処理に使用するバット、テーブル、まな板等の機械器具及び容器の洗浄消毒設備を備えること。

ヌ 食鳥とたいの体表の状況又は食鳥中抜とたいに係る内臓及びその体壁の内側面の状況についての基準不適合の確認がされた結果、廃棄等の措置を講じなければならない食鳥とたい、食鳥中抜とたい及び食鳥肉等の全部又は一部を収納するための、その旨が表示された容器(以下この別表において「廃棄用容器」という。)を必要数備えること。

ル 従事者の数に応じた手洗い設備を備えること。

七 污水处理施設は、汚水の処理規模に応じた十分な能力がある污水处理設備を備えること。

八 機械器具の構造及び材質等

イ 食鳥処理に使用するテーブル、まな板等食鳥とたい、食鳥中抜とたい又は食鳥肉等が直接接触する機械器具は、非腐食性材料で作られ、洗浄消毒が容易な構造であること。

ロ 固定し、又は移動しがたい機械器具は、作業に便利で、かつ、清掃及び洗浄消毒が容易な位置に配置されていること。

ハ 食鳥処分用容器、廃棄用容器及び不可食部分用容器は、不浸透性材料で作られ、蓋があり、洗浄消毒が容易で、汚液、汚臭の漏れない構造のものであること。

別紙－２（食鳥検査）

◎食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律（平成２年法律第 70 号）

（定義）

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 食鳥 鶏、あひる、七面鳥その他一般に食用に供する家きんであって政令で定めるものをいう。
- 二 食鳥とたい とさつし、及び羽毛を除去した食鳥であって、その内臓を摘出する前のものをいう。
- 三 食鳥中抜とたい 食鳥とたいからその内臓を摘出したものをいう。
- 四 食鳥肉等 その内臓を摘出した後の食鳥の肉、内臓、骨及び皮をいう。
- 五 食鳥処理 次に掲げる行為をいう。
 - イ 食鳥をとさつし、及びその羽毛を除去すること。
 - ロ 食鳥とたいの内臓を摘出すること。
- 六 食鳥処理場 食鳥処理を行うために設けられた施設をいう。

（食鳥検査）

第十五条 食鳥処理業者は、食鳥をとさつしようとするときは、その食鳥の生体の状況について都道府県知事が行う検査を受けなければならない。

- 2 食鳥処理業者は、食鳥とたいの内臓を摘出しようとするときは、その食鳥とたいの体表の状況について都道府県知事が行う検査（以下「脱羽後検査」という。）を受けなければならない。
- 3 食鳥処理業者は、食鳥とたいの内臓を摘出したときは、その内臓及び食鳥中抜とたいの体壁の内側面の状況について都道府県知事が行う検査（以下「内臓摘出後検査」という。）を受けなければならない。
- 4 前三項の規定による検査は、次に掲げるものの有無について行うものとする。
 - 一 家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第二条第一項に規定する家畜伝染病及び同法第四条第一項に規定する届出伝染病
 - 二 前号に掲げるもの以外の疾病であって厚生労働省令（規則第 25 条）で定めるもの
 - 三 潤滑油の付着その他の厚生労働省令（規則第 25 条）で定める異常
- 5 食鳥処理業者は、その食鳥処理場の構造及び設備が厚生労働省令（規則第 26 条）で定める要件に適合するときは、第二項の規定にかかわらず、内臓摘出後検査を受ける際に同時に脱羽後検査を受けることができる。
- 6 前二項に定めるもののほか、第一項から第三項までに規定する検査（以下「食鳥検査」という。）は、厚生労働省令（規則第 27 条）で定める方法及び手続により行う。
- 7 食鳥処理業者が、厚生労働省令（規則第 28 条第 1 項）で定めるところにより、食鳥とたいの体表の状況又は食鳥中抜とたいに係る内臓及びその体壁の内側面の状況について、第十二条第六項の規定による届出をした食鳥処理衛生管理者に厚生労働省令（規則第 28 条第 2 項）で定める基準に適合する旨の確認をさせた場合においては、都道府県知事は、厚生労働省令（規則第 28 条第 3 項）で定めるところにより、脱羽後検査及び内臓摘出後検査の方法を簡略化することができる。

◎食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律施行規則（平成2年厚生省令第40号）

第四章 食鳥検査等

（検査すべき疾病又は異常の範囲）

第二十五条 法第十五条第四項第二号又は第三号の厚生労働省令で定める疾病又は異常は、**別表第七**のとおりとする。

（検査方法の特例の要件）

第二十六条 法第十五条第五項の厚生労働省令で定める要件は、次のとおりとする。

- 一 トロリーの間隔が十五センチメートル以上のオーバーヘッドコンベアを設置すること。
- 二 食鳥中抜とたいの裏面を望診できる鏡を検査場所の適当な位置に設置すること。

（食鳥検査の方法及び手続）

第二十七条 法第十五条第六項の厚生労働省令で定める方法は、次のとおりとする。

- 一 食鳥検査は、十分な自然光線又は適正な人工光線の下で行う。
 - 二 生体検査（法第十五条第一項の検査をいう。以下同じ。）は、とさつ前に、その食鳥の生体の状況について望診をし、同条第四項各号に掲げる疾病又は異常の疑いを認めた場合は、当該食鳥について一羽ごとに更に検査をし、判定することにより行う。
 - 三 脱羽後検査は、脱羽（食鳥の羽毛の除去をいう。以下同じ。）の後、一羽ごとに、食鳥とたいの体表の状況について望診及び触診をし、法第十五条第四項各号に掲げる疾病又は異常の疑いを認めた場合は、当該食鳥とたいについて更に検査をし、判定することにより行う。
 - 四 内臓摘出後検査は、食鳥とたいの内臓を摘出した後、一羽ごとに、その内臓及び食鳥中抜とたいの体壁の内側面の状況について望診及び触診をし、法第十五条第四項各号に掲げる疾病又は異常の疑いを認めた場合は、当該内臓及び食鳥中抜とたいについて更に検査をし、判定することにより行う。
 - 五 食鳥検査の終了後、検査を行った食鳥の種類、品種、羽数、産地及び検査結果を記録する。
- 2 法第十五条第六項の厚生労働省令で定める手続は、食鳥検査を受けようとする食鳥処理業者が、食鳥処理場ごとに次に掲げる事項を記載した申請書を当該食鳥処理場の所在地を管轄する都道府県知事（その所在地が地域保健法（昭和二十二年法律第百一号）第五条第一項の政令で定める市（以下「保健所を設置する市」という。）又は特別区の区域にある場合にあっては、当該保健所を設置する市の市長又は特別区の区長。以下同じ。）に提出することにより行うものとする。
- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
 - 二 食鳥をとさつしようとする年月日
 - 三 食鳥検査を受けようとする食鳥の種類、品種、羽数及び産地

（確認の方法、確認基準及び食鳥検査の簡略化の方法）

第二十八条 食鳥処理衛生管理者による法第十五条第七項の厚生労働省令で定める基準に適合する旨の確認は、当該食鳥処理場において現に食鳥検査を行っている食鳥検査員（第四十九条に定める者をいう。以下同じ。）又は検査員（法第二十五条第二項に規定する厚生労働省令

で定める要件を備える者をいう。以下同じ。)の監督を受けて次の事項について視覚、触覚及び臭覚を用いて行うものとする。

- 一 脱羽後検査に係る確認にあつては、脱羽の後、一羽ごとに、食鳥とたいの体表の状況
 - 二 内臓摘出後検査に係る確認にあつては、食鳥とたいの内臓を摘出した後、一羽ごとに、その内臓及び食鳥中抜とたいの体壁の内側面の状況
- 2 法第十五条第七項の厚生労働省令で定める基準は、**別表第八**のとおりとする。
 - 3 法第十五条第七項の規定による脱羽後検査及び内臓摘出後検査の方法の簡略化は、一羽ごとの食鳥とたいの体表の状況についての望診及び触診の一部並びに一羽ごとの内臓及び食鳥中抜とたいの体壁の内側面の状況についての望診及び触診の一部を省略することにより行うものとする。

別表第七 (第二十五条、第二十七条、第三十三条関係)

狂犬病、封入体肝炎、オウム病、大腸菌症、伝染性コリーザ、豚丹毒菌病、サルモネラ症、ブドウ球菌症、リステリア症、毒血症、膿毒症、敗血症、真菌病、原虫病（トキソプラズマ病を除く。）、トキソプラズマ病、寄生虫病、変性、尿酸塩沈着症、水腫、腹水症、出血、炎症、萎縮、腫瘍（マレック病及び鶏白血病を除く。）、臓器の異常な形、大きさ、硬さ、色又はにおい、異常体温（著しい高熱（摂氏四十三度以上）又は低熱（摂氏四十度未満）を呈しているものに限り、日射病又は熱射病によるものを含む。）、黄疸、外傷、中毒諸症（人体に有害のおそれのあるものに限る。）、削瘦及び発育不良（著しいものに限る。）、生物学的製剤の投与で著しい反応を呈した状態、潤滑油又は炎性産物等による汚染、放血不良、湯漬過度（湯漬が原因で、肉が煮えたような外観を呈した状態をいう。)

別表第八 (第二十八条、第二十九条、第三十条、第三十三条関係)

一 食鳥とたい

イ 次のような異常が認められないこと。

- (1) 皮膚又は筋肉が著しく暗色化しているもの
- (2) 皮膚又は筋肉が著しく蒼白なもの
- (3) 脱水症状を呈するもの
- (4) 腫瘍を有するもの
- (5) 著しく痩せているもの
- (6) 異常な腹部膨満を呈するもの
- (7) 皮膚に多数のか皮、創傷、膿瘍又は炎症を有するもの
- (8) 翼及び脚の骨が著しく腫大しているもの
- (9) 著しい異常臭又は全体に異常臭を有するもの

ロ 食鳥とたいの一部に次のような異常が認められないこと。

- (1) 皮膚の一部が青色、赤色又は緑青色を呈するもの
- (2) 皮膚又は筋肉の一部が水分過多を呈するもの
- (3) 皮膚の一部にか皮、創傷、膿瘍又は炎症を有するもの
- (4) 骨又は関節が腫大しているもの
- (5) 異常臭を有するもの

二 食鳥中抜とたい

次のような異常が認められないこと。

- イ 体腔又は気嚢内に、膿汁の蓄積した半固形若しくは固形の黄色チーズ様物、腹水、多量の血液又は異常臭を有するもの
- ロ 腫瘍を有するもの
- ハ 体壁内側面又は内臓しょう膜面に炎症を有し、又は肥厚しているもの
- ニ 体壁内側面及び内臓又は内臓相互が過度に癒着しているもの

三 内臓

イ 肝臓

次のような異常が認められないこと。

- (1) ゼラチン状又はチーズ状の浸出物で覆われているもの
- (2) 表面が不規則な凹凸を呈するもの
- (3) 表面が網目模様を呈するもの
- (4) 緑色、青色、桃色等正常と異なる色彩を呈するもの
- (5) 著しく腫大しているもの
- (6) 著しく脆くなっているもの
- (7) 硬化しているもの
- (8) 血腫又は多数の出血斑を有するもの
- (9) 白色又は黄色の病巣を有するもの

(注) 正常な肝臓は均一の色（赤褐色）と硬さを有し、大きさ（体重比）はほぼ一定している。

ロ 脾臓

次のような異常が認められないこと。

- (1) 肥厚した被膜を有するもの
- (2) 白色又は黄色の病巣を有するか又は著しく腫大しているもの
- (3) 脆くなっているもの
- (4) 著しく萎縮しているもの

(注) 正常な脾臓は暗赤褐色で、ときに深赤色又は桃色のものもある。大きさは多様で比較的硬い。

ハ 心臓

次のような異常が認められないこと。

- (1) 心嚢の著しく肥厚しているもの
- (2) 心臓と心嚢が癒着しているもの
- (3) 心嚢水中に線維素又はチーズ様物を有するもの
- (4) 心嚢水が著しく増大しているもの
- (5) 心臓が著しく肥大又は拡張しているもの
- (6) 脂肪組織に点状出血を呈するもの
- (7) 白色ないし黄色の病巣を有するもの

(注) 正常な心臓は心嚢内にあり、その基部は脂肪に富んでおり、基部心冠部及び心尖部に脂肪組織を有する。

ニ 腎臓

次のような異常が認められないこと。

- (1) 著しく腫大しているもの
- (2) 大きな又は多数の嚢腫を有するもの

(3) 白色の病巣を有するもの

(4) 白色微細な沈着物が密集しているもの

(注) 正常な腎臓は深赤色で、放血の完全なものでは、桃色ないし黄土色を呈することもある。

ホ その他の臓器に異常が認められないこと。

◎家畜伝染病予防法（昭和 26 年法律第 166 号）

(定義)

第二条 この法律において「家畜伝染病」とは、次の表の上欄に掲げる伝染性疾病であつてそれぞれ相当下欄に掲げる家畜及び当該伝染性疾病ごとに政令で定めるその他の家畜についてのものをいう。

伝染性疾病の種類	家畜の種類
一 牛疫	牛、めん羊、山羊、豚
二 牛肺疫	牛
三 口蹄疫	牛、めん羊、山羊、豚
四 流行性脳炎	牛、馬、めん羊、山羊、豚
五 狂犬病	牛、馬、めん羊、山羊、豚
六 水胞性口炎	牛、馬、豚
七 リフトバレー熱	牛、めん羊、山羊
八 炭疽	牛、馬、めん羊、山羊、豚
九 出血性敗血症	牛、めん羊、山羊、豚
十 ブルセラ症	牛、めん羊、山羊、豚
十一 結核	牛、山羊
十二 ヨーネ病	牛、めん羊、山羊
十三 プロプラズマ病 (農林水産省令で定める病原体によるものに限る。以下同じ。)	牛、馬
十四 アナプラズマ病 (農林水産省令で定める病原体によるものに限る。以下同じ。)	牛
十五 伝達性海綿状脳症	牛、めん羊、山羊
十六 鼻疽	馬
十七 馬伝染性貧血	馬
十八 アフリカ馬疫	馬
十九 小反芻獣疫	めん羊、山羊
二十 豚熱	豚

二十一 アフリカ豚熱	豚
二十二 豚水疱病	豚
二十三 家きんコレラ	鶏、あひる、うずら
二十四 高病原性鳥インフルエンザ	鶏、あひる、うずら
二十五 低病原性鳥インフルエンザ	鶏、あひる、うずら
二十六 ニューカッスル病 (病原性が高いものとして農林水産省令で定めるものに限る。 以下同じ。)	鶏、あひる、うずら
二十七 家きんサルモネラ症 (農林水産省令で定める病原体によるものに限る。以下同じ。)	鶏、あひる、うずら
二十八 腐蛆病	蜜蜂

別紙－３（認定小規模食鳥処理業者関係）

◎食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律（平成２年法律第 70 号）

（認定小規模食鳥処理業者に係る食鳥検査の特例）

- 第十六条 一の食鳥処理場において食鳥処理をしようとする食鳥の羽数が政令（令第 22 条）で定める数以下である食鳥処理業者は、当該食鳥に係る第五項の確認に関し、その確認の方法その他厚生労働省令（規則第 29 条第 1 項）で定める事項を記載した確認規程を作成し、これを都道府県知事に提出して、その確認規程が厚生労働省令（規則第 29 条第 2 項）で定める基準に適合する旨の認定を受けることができる。
- 2 前項の認定を受けた食鳥処理業者（以下「認定小規模食鳥処理業者」という。）は、確認規程を変更しようとするときは、都道府県知事の認定を受けなければならない。
 - 3 認定小規模食鳥処理業者のその認定に係る食鳥処理場における食鳥処理については、前条第一項から第三項までの規定※は、適用しない。[※市長による食鳥検査]
 - 4 認定小規模食鳥処理業者は、その認定に係る食鳥処理場において食鳥処理をする食鳥の羽数が政令（令第 23 条）で定める数を超えない範囲内で食鳥処理をしなければならない。
 - 5 認定小規模食鳥処理業者は、その認定に係る食鳥処理場における食鳥処理に際し、厚生労働省令（規則第 30 条第 1 項）で定めるところにより、食鳥処理衛生管理者に、食鳥の生体の状況、食鳥とたいの体表の状況又は食鳥中抜とたいに係る内臓及びその体壁の内側面の状況（次条第三号から第五号までに規定する食鳥とたいを譲り受けた場合にあっては、内臓を摘出した当該食鳥とたいに係る内臓及びその体壁の内側面の状況）について、確認規程（第二項の規定による変更の認定があったときは、その変更後のもの）に定める方法に従って、厚生労働省令（規則第 30 条第 2 項）で定める基準に適合するか否かの確認をさせなければならない。
 - 6 都道府県知事は、前項の確認に係る事項が同項の厚生労働省令で定める基準に適合していなかった場合であって当該確認を行った食鳥処理衛生管理者に引き続き同項の確認を行わせることが適当でないと認めるときは、認定小規模食鳥処理業者に対し、その解任を命ずることができる。
 - 7 認定小規模食鳥処理業者は、厚生労働省令（規則第 31 条）で定めるところにより、第五項の確認の状況を、都道府県知事に報告しなければならない。
 - 8 認定小規模食鳥処理業者が確認規程を廃止する旨を都道府県知事に届け出たときは、当該認定は、その届け出た日の属する年の翌年の四月一日（その届け出た日が一月から三月までに属するときは、その年の四月一日）までの間で当該都道府県知事の定める日にその効力を失う。
 - 9 都道府県知事は、認定小規模食鳥処理業者に対し、第五項の確認の適正な実施のため必要な技術的な指導及び助言を行うものとする。

◎食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律施行令（平成 3 年政令第 52 号）

（法第十六条第一項の政令で定める数）

- 第二十二条 法第十六条第一項の政令で定める数は、食鳥処理業者（法第六条第一項に規定する食鳥処理業者をいう。以下同じ。）が法第十六条第一項の認定を受けようとする日の属する年

度（その年の四月一日からその年の翌年の三月三十一日まで（当該認定を受けようとする日が一月から三月までに属するときは、その年の前年の四月一日からその年の三月三十一日まで）の間をいう。）において三十万とする。ただし、食鳥処理業者が当該年度において法第三条の許可を受けた場合にあっては、二万五千に当該許可を受けた日の属する月から当該年度の三月までの月数（当該許可を受けた日の属する月が三月であるときは、一とする。）を乗じて得た数とする。

（法第十六条第四項の政令で定める数）

第二十三条 法第十六条第四項の政令で定める数は、食鳥処理業者が同条第一項の認定を受けた日の属する年度（その年の四月一日からその年の翌年の三月三十一日まで（当該認定を受けた日が一月から三月までに属するときは、その年の前年の四月一日からその年の三月三十一日まで）の間をいう。以下この条において「認定年度」という。）以降の各年度（その年の四月一日からその年の翌年の三月三十一日までの間をいう。）ごとに三十万とする。ただし、法第三条の許可を受けた日が認定年度に属する認定小規模食鳥処理業者（法第十六条第二項に規定する認定小規模食鳥処理業者をいう。）にあっては、認定年度においては、二万五千に当該許可を受けた日の属する月から認定年度の三月までの月数（当該許可を受けた日の属する月が三月であるときは、一とする。）を乗じて得た数とする。

◎食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律施行規則（平成2年厚生省令第40号）

（確認規程の記載事項及び適合基準）

第二十九条 法第十六条第一項の厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。

- 一 法第十六条第五項の確認の方法
- 二 法第十六条第五項の確認の手順（食鳥処理の方法及び手順との関連を含む。）
- 三 法第十六条第五項の確認の結果の記録及びその保存方法に関する事項
- 四 食鳥処理衛生管理者の関与の方法

2 法第十六条第一項の厚生労働省令で定める基準は、次のとおりとする。

- 一 法第十六条第五項の確認が、食鳥の生体の状況の確認にあっては別表第九に、食鳥とたいの体表の状況並びに食鳥中抜とたいに係る内臓及びその体壁の内側面の状況の確認にあっては別表第八に掲げる確認項目ごとにそれぞれ同表の基準に適合するか否かについて適切に行えること。
- 二 法第十六条第五項の確認の方法及び手順が、当該食鳥処理業者の食鳥処理をしようとする食鳥の種類及び羽数並びに法第二条第五号に掲げる食鳥処理の形態並びに食鳥処理の方法その他の業態からみて適切であること。
- 三 法第十六条第五項の確認の結果の記録及びその保存方法が、適切であること。
- 四 法第十六条第五項の確認が、食鳥処理衛生管理者により適切に行われること。

（確認の方法及び異常の判定）

第三十条 法第十六条第五項の確認は、次に掲げるところによるものとする。

- 一 食鳥の生体の状況の確認にあっては、視覚及び触覚を用いることにより適切に行う。
- 二 食鳥とたいの体表の状況並びに食鳥中抜とたいに係る内臓及びその体壁の内側面の状況の

確認にあつては、一羽ごとに、視覚、触覚及び臭覚を用いることにより適切に行う。

- 2 法第十六条第五項の厚生労働省令で定める基準は、それぞれ、食鳥の生体の状況の確認にあつては別表第九の、食鳥とたいの体表の状況並びに食鳥中抜とたいに係る内臓及びその体壁の内側面の状況の確認にあつては別表第八のとおりとする。

(報告)

第三十一条 法第十六条第七項の規定による報告は、毎月末日までに、食鳥処理場ごとに、その前月中に実施した同条第五項の確認の状況に係る次に掲げる事項について行うものとする。

- 一 食鳥処理をした年月日
- 二 食鳥処理をした食鳥の種類及び羽数
- 三 前条第二項の基準に適合した食鳥の種類及び羽数
- 四 前条第二項の基準に適合しなかった食鳥の種類及び羽数並びに当該基準に適合しなかった理由
- 五 法第十九条に基づく措置の内容

別表第八 (第二十八条、第二十九条、第三十条、第三十三条関係)

一 食鳥とたい

イ 次のような異常が認められないこと。

- (1) 皮膚又は筋肉が著しく暗色化しているもの
- (2) 皮膚又は筋肉が著しく蒼白なもの
- (3) 脱水症状を呈するもの
- (4) 腫瘍を有するもの
- (5) 著しく痩せているもの
- (6) 異常な腹部膨満を呈するもの
- (7) 皮膚に多数のか皮、創傷、膿瘍又は炎症を有するもの
- (8) 翼及び脚の骨が著しく腫大しているもの
- (9) 著しい異常臭又は全体に異常臭を有するもの

ロ 食鳥とたいの一部に次のような異常が認められないこと。

- (1) 皮膚の一部が青色、赤色又は緑青色を呈するもの
- (2) 皮膚又は筋肉の一部が水分過多を呈するもの
- (3) 皮膚の一部にか皮、創傷、膿瘍又は炎症を有するもの
- (4) 骨又は関節が腫大しているもの
- (5) 異常臭を有するもの

二 食鳥中抜とたい

次のような異常が認められないこと。

イ 体腔又は気嚢内に、膿汁の蓄積した半固形若しくは固形の黄色チーズ様物、腹水、多量の血液又は異常臭を有するもの

ロ 腫瘍を有するもの

ハ 体壁内側面又は内臓しょう膜面に炎症を有し、又は肥厚しているもの

ニ 体壁内側面及び内臓又は内臓相互が過度に癒着しているもの

三 内臓

イ 肝臓

次のような異常が認められないこと。

- (1) ゼラチン状又はチーズ状の浸出物で覆われているもの
- (2) 表面が不規則な凹凸を呈するもの
- (3) 表面が網目模様を呈するもの
- (4) 緑色、青色、桃色等正常と異なる色彩を呈するもの
- (5) 著しく腫大しているもの
- (6) 著しく脆くなっているもの
- (7) 硬化しているもの
- (8) 血腫又は多数の出血斑を有するもの
- (9) 白色又は黄色の病巣を有するもの

(注) 正常な肝臓は均一の色（赤褐色）と硬さを有し、大きさ（体重比）はほぼ一定している。

ロ 脾臓

次のような異常が認められないこと。

- (1) 肥厚した被膜を有するもの
- (2) 白色又は黄色の病巣を有するか又は著しく腫大しているもの
- (3) 脆くなっているもの
- (4) 著しく萎縮しているもの

(注) 正常な脾臓は暗赤褐色で、ときに深赤色又は桃色のものもある。大きさは多様で比較的硬い。

ハ 心臓

次のような異常が認められないこと。

- (1) 心嚢の著しく肥厚しているもの
- (2) 心臓と心嚢が癒着しているもの
- (3) 心嚢水中に線維素又はチーズ様物を有するもの
- (4) 心嚢水が著しく増大しているもの
- (5) 心臓が著しく肥大又は拡張しているもの
- (6) 脂肪組織に点状出血を呈するもの
- (7) 白色ないし黄色の病巣を有するもの

(注) 正常な心臓は心嚢内にあり、その基部は脂肪に富んでおり、基部心冠部及び心尖部に脂肪組織を有する。

ニ 腎臓

次のような異常が認められないこと。

- (1) 著しく腫大しているもの
- (2) 大きな又は多数の嚢腫を有するもの
- (3) 白色の病巣を有するもの
- (4) 白色微細な沈着物が密集しているもの

(注) 正常な腎臓は深赤色で、放血の完全なものでは、桃色ないし黄土色を呈することもある。

ホ その他の臓器に異常が認められないこと。

別表第九（第二十九条、第三十条、第三十三条関係）

次のような異常が認められないこと。

- イ 瀕死の状態を呈するもの
- ロ 動作緩慢又は衰弱の外観を呈するもの
- ハ 痩せているもの
- ニ 眼又は鼻孔からの多量の排出物を有するもの
- ホ 肛門周囲の羽毛に多量の排泄物が付着しているもの